#### 旭川市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川市動物の愛護及び管理に関する条例(令和3年旭川市条例第35号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(犬の係留等の適用除外)

- 第2条 条例第7条第1項第4号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - (1) 展覧会、競技会その他これらに類する催しで犬を使用する場合
  - (2) 前号に掲げるもののほか、特に市長の許可を得た場合
- 2 前項第2号の許可を得ようとする者は、係留等適用除外許可申請書(様式第1号)を市長 に提出しなければならない。

(犬の飼養の表示)

第3条 条例第7条第2項の規定による表示は、犬飼養標識(様式第2号)により行うものとする。

(多頭飼養の届出)

- 第4条 条例第10条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
  - (1) 国又は地方公共団体
  - (2) 獣医療法(平成4年法律第46号)第3条の規定による診療施設の開設の届出をした者
  - (3) 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第9条第1項の許可(犬に係るものに限る。)を受けた者
  - (4) 教育, 試験研究又は生物学的製剤の製造の用に供するために犬又は猫を飼養する者
- 2 条例第10条第1項の規則で定める数は、10とする。
- 3 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 飼い主の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに電話番号
  - (2) 飼養施設の所在地及び電話番号
  - (3) 犬及び猫の数及び性別

- (4) 繁殖を防止するための措置の内容
- (5) その他市長が必要と認める事項
- 4 条例第10条第1項の規定による届出は、多頭飼養届出書(様式第3号)により行うものとする。
- 5 条例第10条第2項の規則で定める軽微な変更は、一の飼養施設における犬及び猫の数の合計数(以下この項において「合計飼養数」という。)の減少(合計飼養数が第2項に規定する数未満となった場合を除く。)とする。
- 6 条例第10条第2項の規定による届出は、多頭飼養変更届出書(様式第4号)により行う ものとする。
- 7 条例第10条第3項の規定による届出は、多頭飼養廃止届出書(様式第5号)により行う ものとする。

(犬又は猫の引取り)

- 第5条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第35条第1項の規定により犬又は猫の引取りを求めようとする者は、犬又は猫の引取申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- 2 法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により犬又は猫の引取りを求めようとする者は、所有者の判明しない犬又は猫の引取申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(その他の動物の引取り)

- 第6条 条例第14条第1項の規則で定める動物は、条例第23条に規定する旭川市動物愛護 センター(以下「センター」という。)に収容し、適正に飼養することができると認める動 物(法第25条の2に規定する特定動物を除く。)とする。
- 2 条例第14条第1項の規定により動物の引取りを求めようとする者は、その他の動物の引取申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(返還の申請)

第7条 条例第16条第1項の規定により収容された動物の返還を求めようとする者は、動物の返還申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(犬による咬傷事故発生の届出)

第8条 条例第20条第1項の規定による届出は、犬による咬傷事故発生届出書(様式第10号)により行うものとする。

(動物愛護管理員及び動物愛護指導員)

- 第9条 条例第27条第1項に規定する動物愛護管理員の身分を示す証明書は,動物愛護管理員証(様式第11号)とする。
- 2 条例第27条第2項に規定する動物愛護指導員の身分を示す証明書は,動物愛護指導員証 (様式第12号)とする。

(手数料の減免申請)

第10条 条例第28条第2項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、動物の引取り・返還・保管手数料減免申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(開所時間及び休所日)

- 第11条 センターの開所時間及び休所日は、次に定めるとおりとする。ただし、市長が特に 必要と認めたときは、開所時間及び休所日を臨時に変更し、又は設けることがある。
  - (1) 開所時間 午前8時45分から午後5時15分まで
  - (2) 休所日 旭川市の休日を定める条例(平成5年旭川市条例第3号)第1条第1項各号に 定める日

(職員)

- 第12条 センターに所長を置く。
- 2 センターに主幹、副所長、主査、主任その他必要な職員を置くことがある。 (職務)
- 第13条 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。
- 2 主幹は、上司の命を受けて主幹の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導監督する。
- 3 副所長は, 所長を補佐する。
- 4 主査は、上司の命を受けて主査の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。
- 5 主任は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。
- 6 その他の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(分掌事務)

- 第14条 センターは、次の事務を分掌する。
  - (1) 動物の愛護及び管理の普及啓発に関すること。
  - (2) 飼い主等に対する助言及び指導に関すること。

- (3) 飼い主のいない猫に対する繁殖の防止の措置に関すること。
- (4) 犬,猫その他の動物の引取り、収容、保管、治療、返還、処分等に関すること。
- (5) 狂犬病の予防に関すること。
- (6) 野犬等(条例第15条第1項に規定する野犬等をいう。)の捕獲等に関すること。
- (7) ねずみ及び衛生害虫の駆除等に関すること。
- (8) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (9) その他センターに関すること。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例施行規則及び旭川市動物愛護センター条例施行規則の 廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例施行規則(昭和31年旭川市規則第2号)
  - (2) 旭川市動物愛護センター条例施行規則(平成24年旭川市規則第49号)

## 係留等適用除外許可申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

申請者 氏 名

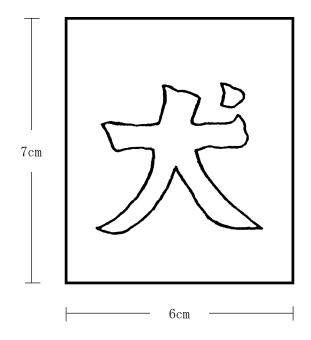
(法人にあっては、主たる事務所の所 在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

犬の係留等の適用除外の許可を受けたいので、旭川市動物の愛護及び管理に関する条例施行 規則第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。

			種	類								
- <del></del>	象	犬		名				性	別			
対	豕	人	年	齢				毛	色			
			登卸	录番号			年度	第		号		
	日時				年	月		日	時	分	から	
Н	日	нД.			年	月		目	時	分	まで	
場		所										
理		由										
	防止のた											

# 様式第2号(第3条関係)



## 多頭飼養届出書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

届出者 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所 在地並びに名称及び代表者の氏名

電話番号

大及び猫の多頭飼養について、旭川市動物の愛護及び管理に関する条例第10条第1項の規 定により、次のとおり届け出ます。

飼養施設の所在地								
飼養施設の電話番号								
		犬	猫					
	オス	頭 (匹)	頭(匹)					
大及び猫の数及び性別	メ ス	頭 (匹)	頭(匹)					
	計	頭 (匹)	頭(匹)					
		合計	頭(匹)					
繁殖を防止するための 措置の内容								
そ の 他								

(注) 「飼養施設の所在地」欄及び「飼養施設の電話番号」欄は、届出者の住所及び電話番号と異なる場合に記入してください。

## 多頭飼養変更届出書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

届出者 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所 在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

大及び猫の多頭飼養の届出の内容に変更があったので、旭川市動物の愛護及び管理に関する 条例第10条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

飼	飼養施設の所在地			斤在	地	
多显	多頭飼養の届出年月日					年 月 日
変更	変	更		<b>\$</b>	項	□氏名及び住所(法人にあっては,名称,事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに電話番号 □飼養施設の所在地 □飼養施設の電話番号 □犬及び猫の数及び性別 □繁殖を防止するための措置の内容 □その他())
の内容	変		更		前	
	変		更		後	
	変	更	年	月	田	年 月 日

(注) 「変更事項」欄は、該当する口に $\nu$ 印を、( ) 内にその他の内容を記入してください。

## 多頭飼養廃止届出書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

届出者 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所 在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

大及び猫の多頭飼養の廃止について、旭川市動物の愛護及び管理に関する条例第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

飼養施設の所在地						
多頭飼養の届出年月日		名	F	月	日	
多頭飼養の廃止年月日		É	F	月	月	
				犬		猫
	才	ス		頭(匹)		頭(匹)
現在飼養している 大及び猫の数及び性別	メ	ス		頭(匹)		頭(匹)
	計			頭(匹)		頭(匹)
				合計	ŀ	頭(匹)

## 犬又は猫の引取申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所 在地並びに名称及び代表者の氏名

電話番号

旭川市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり大又は猫の引取りを申請します。

種	Í	犬	又		は	猫		犬
生	類	名	性別	年 齢	生後の日数の 区 分	毛色	登録番号	注射済票 番 号
口犬	□猫 )				□91日以上 □91日未満		年度 第 号	年度 第 号
口犬	□猫 )				□91日以上 □91日未満		年度 第 号	年度 第 号
口犬	□猫 )				□91日以上 □91日未満		年度 第 号	年度 第 号
口犬	□猫 )				□91日以上 □91日未満		年度 第 号	年度 第 号
口犬	□猫 )				□91日以上 □91日未満		年度 第 号	年度 第 号

- (注) 1 「種類」欄は,該当する $\square$ に $\nu$ 印を,( )内に犬又は猫の種類を記入してください。
  - 2 「生後の日数の区分」欄は、該当する口に **レ**印を記入してください。
  - 3 「登録番号」欄及び「注射済票番号」欄は、犬の引取りを申請する場合に記入して ください。

#### 所有者の判明しない犬又は猫の引取申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所) 在地並びに名称及び代表者の氏名

電話番号

旭川市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり所有者の判明しない大又は猫の引取りを申請します。

拾得者	住所(法人にあっては, 主たる事務所の所在地)       氏名(法人にあっては, 名称及び代表者の氏名)       電 話 番 号
拾得日時	
拾得場所	
拾得状況	
	種 類 性別 毛色 体格 首輪の
14 (8 > > 1	□犬□猫 ( )
拾得した犬 又は猫の	□犬□猫 ( )
特徵等	□犬 □猫 (
	□犬 □猫
	□犬□猫 ( )

- (注) 1 「拾得者」欄は、申請者と異なる場合に記入してください。
  - 2 「種類」欄は、該当する口に $\nu$ 印を、( )内に犬又は猫の種類を記入してください。
  - 3 「拾得した犬又は猫の特徴等」欄のうち不明な項目については、記載を省略して差し支えありません。

## その他の動物の引取申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所 在地並びに名称及び代表者の氏名

電話番号

旭川市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおりその他の動物の引取りを申請します。

種	類	名	性	別	年	齢	生後の日数の 区分	毛色等	備    考	ć.
							□91日以上 □91日未満			
							□91日以上 □91日未満			
							□91日以上 □91日未満			
							□91日以上 □91日未満			
							□91日以上 □91日未満			

(注) 「生後の日数の区分」欄は、該当する口に**レ**印を記入してください。

#### 動物の返還申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所) 在地並びに名称及び代表者の氏名

電話番号

旭川市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第7条の規定により、次のとおり動物の返還を申請します。

所		所(法 たる事													
有		名 (法 弥及び													
者	電	言	舌	番	号										
	種		類		犬 [	□猫	□その他	<u>h</u> (				)			
		名													
動	性		別												
物	年		齢												
1927	毛	色	等												
	特		徴												
犬	登	録	番 号			年度	第		号						
人	注具	射済票	番号			年度	第		号						
*	収	容其	期 間		年	月	日から	)	年	月	日ま	で			
				1	返還り	に係る手	数料					1,	4 5 (	0 円	
*	手	数	料	2	保管は	に係る手	数料	8 2 0	円×		日 =			円	
								(	(1と2	2の合	計)			円	

- (注) 1 「所有者」欄は、申請者と異なる場合に記入してください。
  - 2 「種類」欄は,該当する□に **レ**印を,( )内に犬若しくは猫の種類又はその他の動物の種類を記入してください。
  - 3 「登録番号」欄及び「注射済票番号」欄は、犬の返還を申請する場合に記入してく ださい。
  - 4 ※欄は、記入しないでください。

## 犬による咬傷事故発生届出書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

届出者 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所 在地並びに名称及び代表者の氏名

電話番号

飼養している犬が人又は他の動物をかんだので、旭川市動物の愛護及び管理に関する条例第 20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

				住所	(法人に	こあって	は,						
				主たる	る事務別	「の所在	:地)						
	所 有	者	氏名	(法人に	こあって	は,							
		/21		名称及	及び代表	長者の氏	名)						
加				電	話	番	号						
害	種		類						<del></del> 名				
犬	性		別				年			齢			
	毛		色				体	:		格	□大	□中	□小
	登	録番	号				年度	第		ı	号		
	狂力	に病予防	注射		<b>F</b>	п			注射	済票	forton.		
	最終	<b>咚接種</b> 年	月日		年	月		日	番	号	第		号
				住所	(法人に	こあって	は,		I.				
	Juda	-	<b>-</b> 1••	主たる	る事務別	「の所在	地)						
	被	害	者	氏名	(法人に	こあって	は,						
事	(傚-	害動物の所	「有石)	名称及	及び代表	長者の氏	名)						
故				電	話	番	号						
の	被	害動	物										
状	事責	汝発 生	日時		年	月		日	午前・	• 午後		時	分頃
況	事責	汝発 生	場所										
	事故	女の具体	的な										
	状涉	记 (大,	被害										
	者等	等の状	況)										
事	故	発生	後の										
措	置	内	容										
hп	宝 -	犬のオ	<u>-</u>	検診	(予)	定 ) 日		_		年	月		日
加	害	さの 検	検診	検診3	実施 (う	予定)者	-						

- (注) 1 「所有者」欄は、届出者と異なる場合に記入してください。
  - 2 「体格」欄は、該当する□に**レ**印を記入してください。

(表)

第 号

動物愛護管理員証

写 真

属 所 氏 名

上記の者は、旭川市動物の愛護及び管理に関する条例第27条 第1項に規定する動物愛護管理員であることを証する。

> 年 月 日

> > 印 旭川市長

(裏)

#### 旭川市動物の愛護及び管理に関する条例 (抜粋)

- 第15条 市長は、第7条第1項の規定に違反して係留等をされていない飼い主の いる大及び野犬(以下「野犬等」という。)をその職員に捕獲させることができ

- 2 間では、野のを取りて来で、ロンチのといった。
  3 動物愛護管理員及び動物愛護指導員は、第15条第1項の規定による野大等の 捕獲、第22条第1項の規定による立入調査その他動物の愛護及び管理に関する 事務を行うものとする。
  第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
  (1)~(3) (略)
  (4) 第22条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(表)

第 号

動物愛護指導員証

写 真

属 所 氏 名

上記の者は、旭川市動物の愛護及び管理に関する条例第27条 第2項に規定する動物愛護指導員であることを証する。

> 年 月 日

> > 印 旭川市長

(裏)

#### 旭川市動物の愛護及び管理に関する条例 (抜粋)

- 第15条 市長は、第7条第1項の規定に違反して係留等をされていない飼い主の いる大及び野犬(以下「野犬等」という。)をその職員に捕獲させることができ

- 2 間では、野のを取りて来で、ロンチのといった。
  3 動物愛護管理員及び動物愛護指導員は、第15条第1項の規定による野大等の 捕獲、第22条第1項の規定による立入調査その他動物の愛護及び管理に関する 事務を行うものとする。
  第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
  (1)~(3) (略)
  (4) 第22条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

動物の引取り・返還・保管手数料減免申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所 在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

動物の引取り、返還又は保管に係る手数料の減免を受けたいので、旭川市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第10条の規定により、次のとおり申請します。

減免を受けようとする手数料	
減免を受けようとする理由	